


# 安芸高田市公共施設等総合管理計画 個別計画

## (1) 公共施設 ⑧博物館等（人権会館）編

平成 29 年 3 月

 広島県安芸高田市

### 【担当課】

危機管理課 財産管理課 政策企画課 環境生活課 人権多文化共生推進課  
社会福祉課 子育て支援課 高齢者福祉課 保健医療課 地域営農課 農林水  
産課 商工観光課 管理課 住宅政策課 建設課 上下水道課 消防総務課  
教育総務課 生涯学習課

## 目 次

1 個別計画策定の趣旨及び概要	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 概要	1
2 施設別財産状況	1
3 各種分析結果	2
(1) 利用状況	2
(2) 施設管理コストの状況	2
4 施設について	3
(1) 施設の役割	3
(2) 現状と課題	3
(3) 今後の施設の考え方	4
5 再編検討結果	5

## 1 個別計画策定の趣旨及び概要

### (1) 策定の趣旨

平成 26 年度策定の安芸高田市公共施設等総合管理計画（以下、「管理計画」）の公共建築物管理基本方針に準じ、中・長期的な個別計画を策定しました。

### (2) 概要

- ・本計画は、管理計画「第4章 1. 公共建築物管理基本方針 (8) 博物館等（人権会館）」の方針に基づき、「人権会館」の施設のあり方について検討した結果を具体的に示したものです。

- ・国の補助金を活用し、施設の運営管理を適正に実施しており、館の運営方針に基づき、継続した施設運営に努める。
- ・市内4つの会館と連携した事業展開に努める。
- ・築30年を経過し、施設の老朽化に伴い、施設の維持修繕や改修が見込まれる。
- ・集会所機能を有しているが、利用促進と相談業務に係る調整を積極的に進め、幅広い人権啓発に関するネットワークづくりに努める。

- ・補助金の存続や施設の利用状況を踏まえ、必要な見直しを行います。

## 2 施設別財産状況

施設名	運営形態	建築年度	経過年数(年)	耐用年数(年)	敷地面積(m <sup>2</sup> )	総延床面積(m <sup>2</sup> )	施設管理費(千円)
吉田人権会館	直営	S59	31	47	1,450.09	530.65	1,553
八千代人権福祉センター	直営	H14	13	34	11,040.75	617.00	777
たかみや人権会館	直営	S61	29	47	1,352.46	657.81	1,134
甲田人権会館	直営	S58	31	47	861.25	601.52	1,835

※施設管理費は、平成 26 年度施設維持管理費用関係合計金額

### 3 各種分析結果

#### (1) 利用状況

##### ① 利用状況（利用件数）

年度	吉田	八千代	たかみや	甲田	1館当り1月平均 利用件数(件)
H24	425	392	653	443	39
H25	409	551	750	457	45
H26	402	667	725	467	47

##### ② 延べ利用人数状況

年度	吉田	八千代	たかみや	甲田	1館当り1月平均 利用人数(人)
H24	4,185	5,963	8,579	7,474	545
H25	4,414	6,114	7,734	7,713	541
H26	4,362	6,018	5,909	7,833	502

#### (2) 施設管理コストの状況

※平成26年度管理費と利用人数により算出

施設名	管理運営費と総延 床面積1㎡あたり のコスト 円	管理運営費と利用 者数から1人当た りのコスト 円	備考
吉田人権会館	2,926	356	運営コストのほとん どに、補助金を充てる
八千代人権福祉セン ター	1,259	129	同上
たかみや人権会館	1,723	191	同上
甲田人権会館	3,050	234	同上

## 4 施設について

### ※各会館共通事項

#### (1) 施設の役割

##### ① 人権・同和問題の解決に資するため

人権会館は、一般的な社会福祉事業施設あるいは公民館的な役割を果たす施設として存在するのみではなく、同和問題の解決をはじめ、その活動をあらゆる人権問題の解決につなげていくという目的をもち、差別の実態としての教育面における低学力、不安定な就労状況、産業面の問題、また、結婚差別問題を中心に依然として根強く残っている差別意識、悪質な差別事象等の諸問題に対応し、その抜本的解決を図ります。

##### ② 地域に密着した福祉センター機能

人権会館は、地域の実態を的確に捉えて、広く各種諸機関、ボランティア団体等との緊密な連携を保ちながら、市民の人権意識と社会的自覚の高揚につとめ、交流の輪を広げて市民の理解と信頼を得つつ主体的な役割を担って活動します。

人権会館は、地域住民の生活実態及び人権にかかる実態を踏まえたうえで、地域住民の自立を支援するための相談事業をはじめとする社会福祉等に関する総合的な事業及び国民的課題としての人権・同和問題に対する理解を深めるための活動を行います。(隣保館設置運営要綱より)

#### (2) 現状と課題

これまで地域を限定して行ってきた人権会館の機能や役割を再確認し、日常生活圏域に拡大・発展させることが重要です。

例えば、人権会館の様々な取り組みにより、住民の社会的立場の自覚のもとに、主体的な参加と事業を展開し、自己実現を支援してきました。また、対策事業や制度を活用し、個人の尊厳を尊重する視点から、地域の中でその人らしい暮らしの出来る基盤整備を行うとともに、地域内での公的福祉サービスの総合窓口としての役割を担い、関係機関とのコーディネートを行ってきました。

一方で、貸館事業はあくまで副次的であり、広く市民の利用施設としてのみ利便を追求するのではなく、地域や人と人とのつながりの接点を深める機能を強化する必要があります。

### (3) 今後の施設の考え方

会館職員が地域の実態、市民のニーズを充分把握し、関係行政機関またはボランティア団体等との連携のもとにあらゆる社会資源の活用を図ることにより諸問題の解決にあたるるとともに、相互の信頼関係のうえにたつて、市民の自立支援に努めていきます。

これまで人権会館における各種講座、講演会、自主活動、人権文化祭等への地域住民の参加を促すことにより、相互理解を養い、同和問題に対する理解と認識を高めてきましたが、今後は、同和問題を人権問題の重要な柱ととらえ、すべての人の基本的人権の尊重という意識を高めていく場として役割を果たしていきます。そのため、だれもが気軽に利用できる、より幅広い、住民を視野においた人権啓発の学習、啓発と交流の場として発展・定着させていきます。具体には、市民が進んで参加できるような講座やセミナー等の事業を実施するほか、利用者の実態に応じて休日開館・夜間開館を継続的に行い利用しやすい環境を整えます。

4館のうち3館が築30年以上を経過し施設の老朽対策については、適正な施設の管理を基本として、更には、必要な修繕また、計画的に改修を国の制度を活用し進めていきます。

人権会館は、法律に基づいた補助事業を有効に活用し、地域における密着した人権啓発・福祉センターとして、幅広い地域住民の参加を得て総合的な活動を展開し、これらの活動を通じて人権・同和問題の解決を図ることが今後とも期待されていることから、地域住民が広く利用できるよう適切な運営管理に努めます。

## 5 再編検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ検討した結果を記載します。

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	方針※1	特記事項	実施時期					
					H28	H29	H30	H31	H37 まで	H47 まで
吉田人権会館	S58	530.65	継続	適正な施設の維持管理を基本として、施設の大規模修繕は、国の制度を利用し対応する。						
八千代人権福祉センター	H13	617.00	継続	適正な施設の維持管理を基本として、施設の大規模修繕は、国の制度を利用し対応する。					改修工事 (トイレ)	
たかみや人権会館	S60	657.81	継続	適正な施設の維持管理を基本として、施設の大規模修繕は、国の制度を利用し対応する。 施設は継続するが、その時の状況により公共施設の配置適正化に基づく再編も検討に入れる。		改修工事 (屋根)				
甲田人権会館	S58	601.52	継続	適正な施設の維持管理を基本として、施設の大規模修繕は、国の制度を利用し対応する。 施設は継続するが、その時の状況により公共施設の配置適正化に基づく再編も検討に入れる。			改修工事 (外壁、2階 トイレ)			

※1 方針は「継続」は施設の継続維持を、「廃止」は施設の廃止を表します。方針の「見直し」は施設機能に特化した規模の適正化を行うことを表します。

